

葛城市障がい者基本計画・第8期葛城市障がい福祉計画・
第4期葛城市障がい児福祉計画策定業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

令和8年1月

葛城市 保健福祉部 社会福祉課

1. 本実施要領の趣旨

葛城市が実施する葛城市障がい者基本計画・第8期葛城市障がい福祉計画・第4期葛城市障がい児福祉計画策定業務に係る委託事業者の選定にあたり、本プロポーザル実施要領に基づき、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受託者として選定するため、公募型のプロポーザルを実施します。

2. 業務の概要

(1) 業務名称

葛城市障がい者基本計画・第8期葛城市障がい福祉計画・第4期葛城市障がい児福祉計画策定業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的

本業務は障害者基本法第11条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第2項並びに児童福祉法第33条の20に基づく「葛城市障がい者基本計画・第8期葛城市障がい福祉計画・第4期葛城市障がい児福祉計画」を策定することを目的とする。

(3) 業務の内容

別紙「葛城市障がい者基本計画・第8期葛城市障がい福祉計画・第4期葛城市障がい児福祉計画策定業務委託に係るプロポーザル仕様書」（以下別紙1という。）のとおり。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月25日まで

（但し、業務完了後に書面による通知を提出し、当市の検査で合格し、成果品を引き渡すまでの期間とする。）

(5) 提案限度額

総額6,908,000円（消費税及び、地方消費税を含む。）の範囲内とする。

※ただし、令和7年度分の支払いは発生しないものとする。

※なお、これを超える金額での提案は認められないものとする。

(6) 発注者及び事務局

発注者 葛城市長 阿古 和彦

事務局 葛城市役所 保健福祉部社会福祉課

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、【様式1】参加申込書の提出日現在において、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

① 令和7年度において葛城市競争入札参加資格を有する業者であること。ただし、資格を有さない業者は「4. 入札参加資格を有さない者の参加」を参照し、必要書類を提出すること。

- ② 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加の停止等措置要領又は葛城市物品購入等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の欠格規定に該当しない者。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと、及び該当する事実があった日から2年経過していない者でないこと。
- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 国税及び地方税を完納していること。
- ⑦ 葛城市暴力団排除条例（平成23年葛城市条例第15号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- ⑧ 前記⑦に該当する者の依頼を受けて参加しようとする者でないこと。
- ⑨ 参加申込書の提出時に、過去5年内に障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定業務の完了実績があること。ただし、アンケート調査や印刷などの業務の一部の実績は認めない。
- ⑩ 前記⑨の業務において、業務責任者として業務実績のある人員を本業務に業務責任者として従事させること。また、本業務の主担当予定者が、本業務公募型プロポーザルの二次審査プレゼンテーションに参加できること。
- ⑪ 本業務において、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。
- ⑫ 企業としてプライバシーマーク（JIS Q 15001）認証又は情報セキュリティマネジメント（ISO/IEC 27001）認証を取得していること。

4. 入札参加資格を有さない者の参加

「3. 参加資格要件①」に掲げる入札参加資格を有さない者が参加する場合は、次のとおり追加資料を参加申込書の提出時に添付すること。

提出書類一覧	
1	【様式9】誓約書兼同意書
2	履歴事項全部証明書等（写し可） 法人「履歴事項全部証明書」（旧：商業登記簿謄本） 個人「事業証明書」及び「住民票」
3	納税証明書 完納証明書（写し可） 葛城市内業者の場合 ※右記①と②の提出 が必要です。 ①消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの 証明 ※提出日前3か月以内発行のもの

葛城市外業者の場合 ※右記①の提出が必要です。	※所管税務署にて発行 法人：納税証明書「その3の3」 個人：納税証明書「その3の2」 ②市税の完納証明書 ※提出日前3か月以内発行のもの ※本市税務課収納促進室にて発行
----------------------------	---

5. スケジュール概要（予定）※事務の都合上変更する場合あり

手 続 等	日 程
公告（募集開始）	令和8年1月8日（木）
参加申込書提出期限	令和8年1月23日（金）正午
募集要領等に関する質問締切	令和8年1月23日（金）正午
募集要領等に関する質問回答	令和8年1月30日（金）予定
企画提案書等の提出期限	令和8年2月9日（月）正午
一次審査の結果通知	令和8年2月17日（火）予定
二次審査（プレゼンテーション）	令和8年2月27日（金）予定
二次審査結果通知	令和8年3月6日（金）予定

5. 募集概要及び日程

（1）募集開始（実施要領及び仕様書等の掲載）

- 募集期間 令和8年1月8日（木）～1月23日（金）まで
 募集方法 葛城市ホームページに掲載します。
 揭載資料
 - ・本業務仕様書
 - ・本業務公募型プロポーザル実施要領及び提出書類にかかる様式
 - ・本業務公募型プロポーザル審査基準

（2）参加申込書の提出

- 提出期限 令和8年1月23日（金）正午まで
 ※郵送の場合は、令和8年1月23日（金）必着とする。
- 提出場所 葛城市役所 保健福祉部 社会福祉課
 〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地
 電話：0745-44-5103（ダイヤルイン）
- 提出方法 持参又は郵送により提出すること。
 持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。
 郵送の場合は、事前に電話連絡の上、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、提出期限までに必着とする。

提出書類 次の（ア）～（オ）を各一部提出すること。

- （ア）参加申込書（様式1）
- （イ）会社概要書（様式2）
- （ウ）類似契約実績書（様式3）
- （エ）業務実施体制調書（様式4）
- （オ）業務責任者実績書（様式5）

参加辞退 参加申込以降に参加辞退する場合は、すみやかに「参加辞退届」（様式8）を事務局へ持参又は郵送により提出すること。既に提出された書類は返却しない。

（3）質問の受付及び回答

受付期間 令和8年1月8日（木）～1月23日（金）正午まで

質問方法 質問書（様式7）に質問内容を記入のうえ、電子メールで提出してください。電話・来訪等による質問には応じません
メールアドレス：shakaifukushi@city.katsuragi.lg.jp

※受信確認のため、送信後に市役所の業務時間内（午前8時30分から午後5時15分まで。土曜・日曜・祝日は除く。）に事務局に電話連絡を入れること。

質問回答 令和8年1月30日（金）までに、参加申込者全員にメールで回答

（4）企画提案書等の提出

企画提案書は（5）の記載に基づき、見積書は（6）の記載に基づき作成し提出すること。なお、提案は「事業者につき」1案とする。

提出期限 令和8年2月9日（月）正午まで

※郵送の場合は、令和8年2月9日（月）必着とする。

提出場所 葛城市役所 保健福祉部 社会福祉課

提出方法 持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。郵送の場合は、事前に電話連絡の上、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、「（2）参加申込書の提出 提出場所」と同一の宛先に提出期限までに必着とする。郵送方法が異なる場合は受け付けない。

提出書類

提出書類	提出部数	備考
ア 提案書【表紙】（様式6）	1部	

イ 企画書（様式自由） ※両面6枚以内で業者名、担当者名等提案者が特定できる情報が記載されていないもの。	10部	イ～ウの順番で左上にホッチキス止めをお願いします。
ウ 工程計画表（様式自由） ※業者名、担当者名等提案者が特定できる情報が記載されていないもの。		
エ 見積書（様式自由）	各1部	

（5）提案書等に関する留意事項

- （ア）本業務仕様書等を熟読し、下記内容について提案すること。
- ①業務実施方針について
 - ②業務実施体制について
 - ③業務実施スケジュールについて
 - ④アンケート調査、データ及び資料の分析について
 - ⑤その他、本計画を作成する上で、市にとって有意義と思われる独自提案あれば提案すること
- （イ）本業務公募型プロポーザル審査基準に留意すること。
- （ウ）企画提案した事項については、全て見積金額の範囲内で実施すること。
- （エ）用紙の規格はA4判縦、両面印刷で、横書きとする。
- （オ）提出書類のうち、企画書・工程計画表の全ての書類の右上に必ず適宜ページ番号を振り、左上にホッチキス止めをすること。
- （カ）提出書類の差し替えは認めない。
- （キ）提出書類の返却はしない。

（6）一次審査の結果通知

一次審査の結果については、令和8年2月17日（火）（予定）までに参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

（7）提案の無効に関する事項

次の事項に1つでも該当するときは、その提案は無効とする。

- （ア）契約候補者の選定時点において、本実施要領の「参加資格要件」に掲げる資格のない者が提案したとき。
- （イ）所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき。
- （ウ）提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- （エ）正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が提案したとき。
- （オ）「葛城市障がい者基本計画・第8期葛城市障がい福祉計画・第4期葛城市障がい児福祉計画策定業務委託業者選定委員会」（以下「委員会」という。）の選考委

- 員に対し、直接、間接を問わず故意に接触を求めたとき。
- (カ) 応募提案書類に虚偽の記載を行ったとき。
- (キ) その他、選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行う、又は指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

7. 事業者の選定

一次審査（書類審査）及び、二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）を行う。本業務は公募型プロポーザル審査基準に基づき、以下の（1）－（イ）のとおりの最高得点者を契約候補者として選定する。なお、応募が1者であっても審査し適否を判断する。

（1）審査の方法及び留意事項

- （ア）提案書等について、一次審査により上位4社を選定した後、委員会による二次審査を行う。ただし、提案書等の提出が4社以内の場合は一次審査を省略し、全員合格とする。
- （イ）一次審査及び二次審査の評価合計点において、最高得点を得た者を契約候補者とし、2番目に高い得点の者を次点者とする。なお、一次審査及び二次審査の評価合計点数が6割を超えない場合は失格とする。
- （ウ）一次審査において評価合計点数が複数者同点となった場合は、見積額の小数点以下の点数を加えて順位を決定するものとする。但し、二次審査の評価合計点数には小数点以下の点数は加算しない。二次審査において評価合計点数が複数者同点となった場合は、委員の多数決により決定する。可否同数の場合は、委員長が決定する。
- （エ）審査項目及び配点表は、本業務公募型プロポーザル審査基準のとおり。

（2）二次審査

提案に対する説明を受けるため、一次審査の後、提出書類等の内容に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。プレゼンテーション及びヒアリングの順番は参加申込書の提出順の逆順とする。参加できない者は失格とする。

実施予定日 令和8年2月27日（金）（予定）

※実施場所及び実施時間は、個別に連絡

時間配分 1事業者あたりプレゼンテーション20分以内（ヒアリング別）

※必ず、業務実施体制調書（様式4）に記入のある者がプレゼンテーションを行うこと。

※プレゼンテーションの出席は3名までとし、主担当者の出席は必須とする。

※パワーポイントを利用する際は事前に事務局へ連絡をすること。また、本市で用意できるものはプロジェクター・スクリーン・HDMIケーブルとなるため、その他必要なものについては準備すること。（注）使用プロジェクターの接続インターフェースは、HDMI。

※公募型プロポーザル審査基準に留意し、実施すること。

(3) 二次審査の結果通知

令和8年3月6日（金）（予定）までに参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。受託候補者は、選定後本市ホームページ上で公表する。なお、選定結果の問い合わせ、異議申立て等は一切できないものとする。

8. 契約について

契約候補者（7-（1）-（イ）参照）と本業務の契約締結交渉を行う。ただし、契約候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合は、次点者と交渉を行う。

9. その他

※提案募集に参加する者は、契約候補者決定後において、本業務公募型プロポーザル実施要領等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。

※提案募集に参加するために必要な費用は、提案者側の負担とする。

※提出された提案書等の書類の返却は一切行わない。

※提出書類に虚偽の記載をした場合は、葛城市物品購入等の契約に係る指名停止措置要領に基づき指名停止等の措置を行うことがある。

※提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、葛城市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用するものとする。提案募集に係る公文書請求があった場合は、葛城市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

【問合せ先及び各種書類の提出先】

葛城市役所 保健福祉部 社会福祉課

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地（新庄庁舎）

（TEL）0745-44-5103（直通）

（FAX）0745-69-6456（代表）

（メール）：shakaifukushi@city.katsuragi.lg.jp